

法律第六十八号（平二九・六・二一）

◎ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）